

第62回 地方分権改革有識者会議  
第174回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

---

開催日時：令和7年6月3日（火）10：00～11：56

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕市川晃座長、高橋滋座長代理、足立泰美議員、伊藤正次議員、後藤玲子議員、勢一智子議員、沼尾波子議員、三木正夫議員、山下良則議員、湯崎英彦議員

〔提案募集検討専門部会〕

大橋洋一部会長、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、伊藤正次構成員、宇野二郎構成員、高橋滋構成員

（勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、高橋滋構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕伊東内閣府特命担当大臣、井上裕之内閣府事務次官、坂越健一内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、佐伯美穂内閣府地方分権改革推進室参事官、能勢和彦内閣府地方分権改革推進室企画官

議 題：

- （1）令和7年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方等について（地方からの提案状況の報告、重点事項の検討等）
  - （2）その他
- 

1 冒頭、伊東内閣府特命担当大臣から以下の趣旨の挨拶があった。

（伊東内閣府特命担当大臣）皆様におかれては、日頃から地方分権改革の推進に御尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年の提案募集で御議論いただいた成果である第15次地方分権一括法は、5月9日に成立し、5月16日に公布された。改めて厚く御礼を申し上げます。

本年の提案募集で、地方から昨年を100件以上上回る408件もの御提案を頂いた。この提案件数の大幅な増加は、重点募集テーマで設定したデジタル化や人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消をはじめとした、持続可能な行財政の確保に向けた課題の解決がより一層切実となっている地方の実情を反映したものと考えます。また、地方分権改革への大きな期待の表れでもありと受け止めています。

これを踏まえ政府として、これまで以上に地方からの提案を最大限実現できるように取り組み、改革の効果とスピードを上げるため、分野横断的な見直しにも重点的に取り組んでまいりたい。

皆様には、引き続き地方分権改革の推進に向け御尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(市川座長) 次に、新たに御就任いただいた議員及び構成員の方々を御紹介させていただきます。

有識者会議議員には、新たに足立泰美甲南大学経済学部教授に御就任いただく。

(足立議員) 甲南大学の足立泰美である。

このたびは大変貴重な勉強の機会を頂き、感謝申し上げます。

デジタル化、サービス空白地域の問題について、人口減少下の中で一層厳しくなっている。そういった中で皆様から御意見などを御教示いただきながら、この会議に力を尽くしていきたい。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(市川座長) 次に、宇野二郎北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授に御就任いただく。宇野構成員から御挨拶を頂く。

(宇野構成員) 北海道大学公共政策大学院の宇野である。

地方分権のこの会議は非常に重要な会議であると考えている。大変光栄である。どうぞよろしくお願い申し上げます。

2 次に、議題(1) 令和7年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方等について、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官から説明があり、その後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

(平沢参事官) 議題(1)について、資料1に基づいて説明をさせていただきます。

提案総数は昨年を100件以上上回る408件であり、そのうち355件については内閣府と関係部署との間で調整を行うことを予定している。

また、このうち、37事項、提案件数で92件を重点事項として考えている。

重点募集テーマ別に見ると、デジタル化に関する提案が121件、人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消に関する提案が44件となっている。

また、重点事項別で見ると、同様の課題を有する制度等について横断的にくくれる事項として、1番、2番、3番の経由事務、経由調査の廃止、あるいは4番の国への返還金に関する取扱いの見直しなど、11事項を記載している。

本年も提案のほとんどが複数の地方公共団体による提案となっている。

新規の市区町村からの提案であるが、本年は36団体、また、追加共同提案団体も含めると75団体から提案があった。

市町村の区分で政令市・中核市を除いた数字であるが、247団体で、昨年から比べると

6%増という状況。

提案内容としては、こども関係を含む医療・福祉の区分が最も多く、130件となっている。

次に、資料2を説明させていただく。

本年は、人口減少や人手不足等に伴う持続可能な地方行財政の確保が喫緊の課題となっている中、特に市町村の負担軽減や人口減少地域等における住民サービスの確保に向けて分野横断的な見直しを行う11事項を含める、37事項を重点事項として考えている。

主な案件の概要を説明させていただく。

重点の1番目は、国において活用が順次進められている国家資格情報連携・活用システムを利用することにより、医師、看護師等の資格登録等の申請手続のオンライン化を進めることとともに、デジタル資格者証を免許証等の原本とすることで、申請手続や免許証等の交付に係る都道府県経由事務を廃止することを求めるもの。

2番目は、各種の行政手続についてオンライン化を進めることなどにより、市町村や都道府県の経由事務を廃止することを求めるもの。

3番目は、国が自治体等を対象として実施している定例的な調査・照会のうち、都道府県や市町村が中間集計等をしているものについて、総務省が運用している一斉調査システム等の活用により経由の廃止を求めるもの。

4番目は、国の補助金等に関し、事業者の不正等に起因した返還金を事業者等から徴収することが困難な場合に、市町村が代わりに国へ返還する制度があるが、その取扱いの見直しを求めるもの。

5番目は、都道府県知事が資格付与者となっている国家資格について、指定試験機関による試験実施など、全国統一の運用がなされているものがあり、国が一元的に事務を実施するほうが効率的であるため、資格付与に関する事務を国に移管するなどの見直しを求めるもの。

6番目は、住民票、戸籍証明書、印鑑登録証明書、納税証明書、課税証明書等の市区町村が発行する証明書について、電子的な交付を可能とする仕組みの構築を求めるもの。

7番目は、公営住宅の家賃決定等の手続において、マイナンバー情報連携を活用して所得を把握することにより、申告書等の提出を不要とするもの。

8番目は、土地区画整理組合の理事や地方公共団体の外部監査人等について、個人の住所まで告示しなければならないとされているが、個人情報保護の観点から見直しを求めるもの。

9番目は、土地開発公社等の解散に伴う清算手続において、少なくとも3回行うこととされている公告回数について、インターネット版官報の普及を踏まえ、見直しを求めるもの。

10番目は、相続した一定の家屋等の譲渡に係る特別控除など、租税特別措置法に基づ

く特例措置を受ける場合に、市町村長が交付する確認書等を添付する必要であるが、市町村でなければ確認できないという内容ではないとの理由から、当該事務の廃止や簡素化を求めるもの。

11番目は、医療保険や介護保険の資格の切替え時や取得・喪失時における手続や制度の見直しを求めるもの。

12番目からはその他事項を記載している。

次に、16番目は、障害者支援施設における設備基準等について、地域の実情に応じ、既存施設の有効活用もできるよう、利用者1人当たりの床面積、サービス管理責任者の配置及び入所定員の基準を現行の従うべき基準等から参酌すべき基準へと見直しを求めるもの。

17番目は、介護職員初任者研修について、通信学習方式が一定の上限時間内で可能とされているが、講師の確保が難しい地域においてはサテライト会場で全ての研修を通信方式で実施することが可能となるよう見直しを求めるもの。

18番目は、福祉サービス第三者評価事業について、複数の都道府県で活動している第三者評価機関はそれぞれの都道府県の認証を受ける必要があり、この負担が大きく、また、評価期間の確保も難しくなっている。一方、児童福祉施設等は国において全国一律の認証がされるような仕組みになっており、この仕組みと同様に、ほかの分野の福祉サービスにおいても国において全国一律の認証や研修を行うことができるような仕組みにしてほしいというもの。

19番目は、公営住宅等についてである。公営住宅は現地または近接地において建て替える場合は入居者に対する明け渡し請求が認められているが、近年の老朽化や入居率の低下といった問題が進む中、建て替えを行わず団地の集約を行う場合においても、入居者への明け渡し請求ができるよう求めるもの。

20番目は、現在、タクシーの営業区域外運送については災害の場合等に限定して認められているが、精神保健福祉法に基づく精神障害者の移送においても認められるよう求めるもの。

21番目は、児童扶養手当と老齢年金等を受給している場合、老齢年金等の額を控除して児童扶養手当を支給することとされているが、この控除を行うのを児童扶養手当と制度趣旨が重複する老齢年金の子の加算部分に限定することを求めるもの。

22番目は、自治体の教育長が3年の任期途中で退任した場合、補欠の教育長が任命されるが、その任期は前任者の残任期間とされており、任期の始期の変更ができず、教育長の任用や人事に支障が生じているため、適切な時期での教育長選任が容易となるよう、残任期間の規定の削除や運用の柔軟化を求めるもの。

27番目は、国民健康保険関係事務の見直しに係るもの。

続いては、31番目、フォローアップ案件であり、福祉事務所の現業員、いわゆるケースワーカーに求められる社会福祉主事の任用資格要件について、生活保護業務において

多様な人材の従事を可能とするため、実務経験を加味することを求めるもの。

32番目は、計画関係の提案であり、これまで計画に係る見直しが見直されていない残り1割の計画であるが、事業者が先端設備等を導入する際に税制優遇措置を受けられるようにする前提とし、現在市町村が作成することとなっている導入促進基本計画について廃止または簡略化することを求めるもの。

34番目は、都道府県が作成している離島活性化交付金等事業計画について、廃止または各事業の交付金等の事業計画書との一体的策定ができることを求めるもの。

35番目は、都市計画法に基づく区域区分、いわゆる市街化区域と市街化調整区域の線引きであるが、市街化区域の設定については人口の将来見通し等に基づくことを基本とされている。市町村の土地利用の実情や市町村の方針に即して柔軟に市街化区域を設定できるように見直しを求めるもの。

36番目は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、都道府県知事に産業廃棄物の処理に係る関係行政機関への照会、協力依頼の権限が付与されているが、これと同様に、一般廃棄物の処理を所管する市町村長にもこうした権限を付与することを求めるもの。

次に、資料3である。フォローアップ案件の関係になり、このフォローアップ案件のうち、重要な案件については、各府省との継続的な調整や進捗管理をより適切に行っていく必要があると考えている。本会議においても随時、適時に報告を行ってまいりたい。

概況を説明させていただく。

まず、2番目は狂犬病予防法上の犬の登録手数料及び動物愛護法上の犬猫のマイクロチップの登録手数料の同時徴収によるワンストップサービスへの参加促進というものである。

今後の予定であるが、令和7年度に、犬の所有者がマイクロチップの登録手数料を納付した後に、自治体が指定する狂犬病予防法に基づく犬の登録時の手数料納付サイトに遷移することができる機能をシステム開発する予定である。

3番目は、犬猫のマイクロチップ情報の使用目的の範囲拡大について、具体的な支障事例を踏まえた上で、その在り方について令和7年度中に結論を得るよう、環境省において検討を進めていく。

4番目は戸籍情報連携システムの利用対象の拡大についてである。同システムにより提供される戸籍電子証明書を都道府県がオンラインで公用請求することができるよう、法務省において、今後、具体的な請求方法や必要なシステム改修について検討を行い、戸籍法改正案の調整を進める予定である。

5番目は、戸籍情報連携システムの関係であるが、同一市区町村内で完結できる場合に可能となっている広域交付の公用請求の仕組みについて、都道府県が行う事務に関し、特定の市区町村との合意の下で利用可能となる方策を検討するため、法務省において市

区町村に対して行ったアンケート調査の結果を基に実現可能性を精査し、令和7年度中に結論を得た上で必要な措置を講ずること。

7番目は、中山間地域に係る安定的な訪問介護の提供に資するため、離島等相当サービスの活用についてという提案であるが、厚生労働省において、昨年、本会議での議論を踏まえ、令和7年4月にこの事業名を離島・中山間地域等サービス確保対策事業に名称変更された。さらに、令和7年度中に当該サービスの活用の妨げとなり得る要因の分析と活用を促進する方策の検討を進める。

8番目は、障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直しについてである。指定児童発達支援事業所等における従たる事業所の設置に係る要件や、指定障害児通所支援事業所が事業所ごとに置くべき従業者の員数等について、令和6年度に実施された調査の結果を踏まえ、今後対応を検討すること。

9番目は、保育所等における児童の健康診断の検査項目の見直しについてである。令和6年度に実施されました保育所等へのアンケート調査の結果や検討委員会での意見を踏まえ、0～2歳児に係る保育所等の健康診断として実施可能な具体的な考え方を令和7年度上半期を目途に示すこととしている。

10番目は、短期証交付に代わる未納者との接触機会・手段の創設についての提案である。昨年12月に健康保険証の新規発行が廃止されたことに伴い、自治体が国民健康保険料の滞納者に対し発行していた短期証も廃止され、滞納者との接触機会の確保に支障が生じた。その対応を求める提案であるが、現在、厚生労働省から提案団体に対し、滞納整理に係る事務上の支障についてヒアリングを行っており、令和8年度中に結論を得るよう検討を進めている。

最後の12番目は、大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直しについてである。人口・可住地面積要件や測定局数の実態等を把握した上で、有識者による検討会を設置し、常時監視に関する事務処理基準の見直し方針について令和7年度中に結論を得た上で、令和8年度中に必要な措置を講ずる予定となっている。

資料4は今後のスケジュールに関してである。今後は、7月の中旬に関係府省の第1次ヒアリングを、また、9月に第2次ヒアリングを行い、関係府省との調整を重ね、12月の対応方針の閣議決定に向けて取り組んでまいりたい。

(市川座長) 大橋部会長から今年の地方からの提案等についての発言をお願いしたい。

(大橋部会長) 本年も地方から昨年を100件以上上回る408件もの提案を頂いた。このうち、分野横断的な見直しを行うものは37事項92提案となっている。

本年の提案においても、地方公共団体の逼迫した状況、業務の回らない現実を前提としたものが数多く見られ、これは人口減少地域で顕著であるとしても、決して過疎地域や山村地域に固有の話ではなく、同様の状況は全国に広く認められると考えている。

自治体の持続可能性を担保するための提案は、現代においてはデジタルの力を借りて実現可能なものが多い。デジタル化を通じた持続可能性の確保が第一目標である。医療・

福祉、こども・子育ての分野で提案が多いことから、デジタル化を通じて市民の方が申請や書類準備から解放され、迅速かつ適時にサービスを受けられるというメリットは大きいと考えている。

第2に、ここ数年、個別の提案実現と併せて類似の事案解決を行うといった横展開、分野横断型の提案実現を重視した。今年も、都道府県の経由事務見直しを求める個別提案が見られるが、こうした経由事務は提案事例以外にも他の分野には多く存在する。本部会のヒアリングで扱う提案は一部だとしても、これを契機に類似の事案について制度改正を進めたい。

同時に、これまで都道府県を経由して国に届出を行う事務の改善に重点を置いてきたが、同様の問題はほぼ相似する形で市町村と都道府県の間にも認められる。

こうした市町村経由事務の改革も新たな横展開として着手したい。

第3に、ヒアリングに際し、国と地方公共団体の役割分担、自治体が担うにふさわしい事務なのかという視点を持って提案の実現に努めたい。

先ほど述べた経由事務の問題点は、事務負担の問題のほかにも、地方公共団体が独自性を発揮できる裁量性がない分野でもあるにもかかわらず、これまでの経緯から窓口業務を無反省に負わされてきたという経緯がある。こうした観点から、国家資格付与業務を自治体が担うべきなのかといった問題意識出ている。

また、国が制度設計した国庫補助金について、補助金の不正利用などがあり、事業者が補助金を国に償還できない場合に、執行に協力した自治体が肩代わりを余儀なくされる仕組みが広く見られる。こうした場合の費用負担は、必要経費として制度設計者である国が見込んでおくべき事柄であり、市町村に負わされた危険負担は役割分担の観点からも見直しが必要だと考える。

最後に、単年度で解決できずにフォローアップ案件となっている重要事項が複数存在している。これまでは事務方に専ら処理をお願いしてきたが、本部会における提案処理はヒアリングをもって終了とせず、フォローアップの進捗状況も本部会、本会議が報告を受けるとしたいと考えている。このことを国の省庁にも御理解いただきたい。

このように、分野横断的な見直しの進め方については、代表的な提案を取り上げ、ヒアリングを行い、議論の中で見えてきた検討の視点や解決策を他の提案にも横展開するというような進め方も考えられる。

提案募集検討専門部会としては、どの事項を関係府省庁からヒアリングするかなど、重点事項に係る具体的な進め方、取扱いについては、部会長である私に御一任いただければ幸いである。

提案募集検討専門部会としては、今年度も充実した審議に努め、地方からの提案に寄り添い、地方からの提案の最大限の実現に向けて検討を進めてまいりたい。ぜひ御指導、御支援をお願い申し上げます。

(湯崎議員) まずは、提案募集方式について、今年も多くの団体から多数の提案がある中

で取りまとめいただき、市川座長をはじめとして、事務局の皆様にご挨拶を申し上げます。

また、昨年に引き続き、今年も全国知事会として全都道府県に対して積極的な提案を呼びかけ、従うべき基準あるいは国が一括処理したほうが効率的な事務などについて20件の共同提案を行わせていただいている。

これら以外の提案も含めて、今後の専門部会等での検討に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果などの立証責任を地方のみに課すのではなく、国が地方への権限移譲や規制緩和を行うことによる支障などを十分に説明できない場合は、原則として提案を認める方向で進めていただきたい。また、大橋部会長からお話のあった、しっかりとフォローアップしていくということについて大変心強く思う。

次に、都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直しについてである。

全国知事会において、昨年の8月に取りまとめた提言の中で、国と地方の役割分担の適正化を国に求めるとともに、今年度、国と地方の役割分担の議論をさらに進めていくため、具体的な支障事例を踏まえた議論を深めていく予定としているところ。

国においても、地方創生2.0の基本的な考え方に国と地方のあり方について検討を行う必要性が示されており、また、総務省の持続可能な地方行財政の在り方に関する研究会においても、介護や保育、インフラ管理といった個別分野ごとの課題について、国、都道府県、市町村の役割分担の見直しなどの議論が行われている。

こういった状況を踏まえ、国と地方の役割分担の適正化の具体的な提案として今回提案を出させていただいた。

提案内容としては、国家資格のうち都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国統一の団体が行っているものも含め、各種資格の付与者を国とするといったことなどの見直しを求めるものである。

宅建士や建築士等、資格によっては指定試験機関により試験が実施されるなど、事実上、全国統一の運用がなされているものもあり、各都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい。そもそも全国的に通用する国家資格であり、本来は国が資格付与者となって資格事務を行うべきものではないか。

例えば、製菓衛生師について、厚生労働省より、地域の実情に合わせて実施する必要があるため自治事務として整理しているとの回答があったが、何が地域の実情に合っているのかというのは全然分からないという回答であった。都道府県においては、免許証の申請の受付や内容の確認、交付、あるいは指定試験機関が統一的にやっていない場合には、問題の作成等、多くの事務が発生しており、かなりの事務負担になっている。

また、利用者も、各都道府県で資格者の名簿を管理しているので、例えば結婚して名字が変わった場合に、免許発行都道府県に申請をする必要があり、引っ越して居住地が離れるような場合には負担がある。

今、国で国家資格等情報連携・活用システムの各種資格の実装を進めるといったことがなされており、そうすると資格者名簿を各都道府県が管理する必要もなくなる。資格

付与者を国に見直した上で、資格に関する事務も国で一元的に実施するほうが効率的であり、利用者の利便性向上にも資するのではないかと考えている。

本県の中で調べたところ、資格付与者を知事から国に転換しても特段の支障がないと考えられるものは39資格あった。受験者等の利便性を確保した上で資格付与者を転換していくべきだと思っている。

人口減少や、デジタル技術が発達して統一的にも行いやすいといった状況も踏まえ、国と地方の役割分担の適正化に向けた具体的な議論を、この提案に限らず、有識者会議の場でも進めていただければと考えている。

(山下議員) 408件というのは、相当多い提案数だと考える。特に自治体の直面する喫緊の課題、デジタル化、さらにはサービス空白地域の解消といった適切な重点テーマを挙げていることがその要因ではないかと思った次第である。

気になるのは、提案団体を見ると、やはり都道府県または政令指定都市・中核市の一定の政策企画能力を持っている自治体からの提案が相当多いなという印象が残った。実際にはサービス空白地域の解消という視点で言うと、小規模な市町村からもう少し提案が増えてくることが望ましいとは思いつつ、やはり人的リソースや情報の収集能力というのが足枷になっていると感じた。この提案方式そのものを成長させていかないとと思った次第である。

行政相談委員の配置基準の見直しについて、私はここ数年、経済同友会の地域共創委員会の委員長も拝命し、いろいろ地方を回ると、よくこの話が出てきた。やはり人口減少が進む中で各種委員の確保または配置基準というのは、厳しい状況になってきていると今回の提案を見ていても思う次第である。これは各市町村の基礎自治体でというよりは、広域な人員配置というのを制度の中に組み込んでいくことが将来に向けて必要なかなと思っている。

また、介護職員初任者の研修に通信学習方式の導入について、デジタルという視点で言うと、この介護職員初任者研修に限らず、全国的に適用すべき標準的な手段にならないかと私自身は思っている。弊社においても、社員研修をリモートでほぼ行っている、やはりメリハリをつけるという意味でも、研修のデジタル化、リモート化と指導というのを行っていく必要があると思う。

そういう意味で、この介護職員の問題だけではなくて、もっと時間、場所にとらわれないという柔軟な学び方とか働き方を浸透させるという意味で、この切り口で水平展開すべき内容かなと思いつつ、これから関係省庁との検討に入中で御考慮いただきたい。

(高橋座長代理) 地方をめぐる環境が大きく変わったことから、今、我々は新しい取組をしなくてはいけない段階に来ていると思う。縮小社会や持続可能性が必要だというマイナスの方向がとかく強調されがちであるが、空白になりかかった地域に新しい地域の担い手が新しい層、フレッシュな層として移ってくるという積極的な面も出てきていると

思う。我々はそういう積極的な側面をより強く伸ばしていく方向性で取り組むことが重要なのではないかと思っている。

そういう中で、国、地方の役割分担の見直しということであるが、トップダウン的に国が考えているが、ボトムアップ的に国と地方の役割分担を実情に合わせて組み替えていくというモーメントが重要である。トップダウンとボトムアップという両輪の輪で見直しが必要なのだということを日本国全体として意識していただくことが大切なのではないか。そういう意味では、我々の作業はまさにボトムアップ型の見直しであり、今年度の作業もそういう観点から重要な作業を求められているのではないかと思っている。

デジタル化、これはずっと強調してきたが、行政の実際の中身を知って、その上でデジタルの知識を駆使してデジタル的に組み替えていくということが求められている。リ地域の実情に合わせた形でのデジタル化を進めていかないと、お金を膨大に投入してもシステムは全く使えないで終わってしまう。結局、デジタル化のマイナスな側面が浮き彫りになってしまうので、デジタル化が進まない。そういった意味で、今回の作業においてもデジタル化を本当に地域に合わせて進めていく極めて重要な提案がある。

さらに、全国一律のサービスを要求しているためにサービス自体が提供できない状況になっている。このような中で、事業主体やサービスの内容についても柔軟に地域の実情に合わせて総合的に提供できるような仕組みをつくっていく作業も重要で、こういうことがないと、新しく地域の担い手になっていく方が地域に参入していくというところも確保できないと思う。

最後に、第1次、第2次地方分権から取り組んできたが、振り返ってみて、積み残しの課題もあったのではないか。それがいよいよ表面化したという気がしており、国家資格の話についても、国の資格は国全体の基盤として必要なものであり、国全体として基盤を構築するという視点からものを考え、地方公共団体においても地域の事業者の監督などに随意に使えるように整備する。こういう観点から見直しをするということが極めて重要ではないか。そういう点で、今回は多数の提案を頂き、そういう視点から取り組んでまいりたい。

(後藤議員) 2点お話をさせていただく。1点目は、提案件数について。提案総数408件は、提案募集が始まった平成26年度が1,013件を例外とすると、2番目の多さで、本当に丁寧に周知や相談をしていただいたと思う。事務局の方々にも感謝を申し上げるとともに、大橋部会長はじめ、専門部会の皆様は大変になると思うが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2点目は、自治体経由事務について。今回、都道府県あるいは市町村の経由事務の廃止を求めるような提案を重点事項1、2、3、5というような形でまとめて整理して頂いている。経由事務の廃止は、単なる自治体業務の効率化ということを超えた意義があるということで、非常に期待している。

それに関連して、今回すぐにとということではないが、さらに地方分権を後押しする取組として、地方公共団体の経由事務のコストの見える化を取組として推進するというのも一つあり得るのではないかなと思う。

理由としては、管理番号208番の「伝統文化親子教室事業」について調べたところ、目標値が未達なのに多額の事業費が計上されているのはどうかという評価がつき、活動実績に見合った適切な公費投入となるよう令和5年度から運用が見直されていた事業であった。それまで、令和3年度には予算額が32億円、執行額が19億円という乖離があったが、令和5年度からは18億円の予算額で17億円の執行額となっていた。令和5年度の17億のうち、事業の運営のための委託費に15億円くらい計上されていた。

この15億円は事務の委託費なので、行政評価するときに、市町村経由事務があるなら、本来的には経由事務のコストの見える化をして、その上で事業費が適切かどうかを評価しないと、意味のある行政評価はできないと考える。実態を踏まえた行政評価とするためには、地方公共団体の経由事務のコストの見える化が不可欠であろう。

地方分権を推進するという立場から考えても、経由事務のコストの見える化して、定量化すれば、そのコストは事業の効果に見合っているのか、地方公共団体に対してコスト負担分の補償がなされているか等を数字に基づいて議論できるようになる。そうすることで、地方分権の取組を後押しできるのではないかな。

(勢一部会長代理) 今年度も408件という昨年度を大きく上回る多くの提案を頂き、提案募集の議論をする立場としても非常に有り難いと思う。提案を行った自治体の皆様、そして、丁寧に寄り添い対応して下さった事務局の皆様を重ねてお礼を申し上げる。

今回の提案であるが、重点募集テーマの2つというのは非常に今の地域の課題に対応するのに欠かせない論点である。やはりデジタル化は、国も地方も行政をデジタル標準で進めていこうという局面にある。デジタル標準にするという意味では、経由事務はどのような意味を持つかは、デジタル対応が存在しなかった社会のときの仕組みなので、これを現在のデジタル標準にアップデートしていくというのは当然不可欠なことである。

他方で、地方にいと、地方行政の仕事のやり方が十分にデジタル対応に見合っていない場面もまだまだ残っていると実感する。例えば、県レベルでも紙媒体による押印が必要な手続がまだあることから、県下の市町村にも影響があるのではと懸念している。今回の提案でデジタルの仕組みを検討して、併せて地方行政のデジタル化も後押しできるような工夫も進めていくということが必要なのかなと実感した。

もう一つ、サービスの空白地域の解消も人口減少の中で非常に重要なミッションであるが、問題を抱えつつも提案まで至らない小規模自治体が少なからずまだあるというのは今回の提案状況からもうかがえる。制度改正の果実が提案に至らない自治体にも届くように、全国的な課題状況にも目配せをしながら、あるべき制度を議論するというのを心に留めていきたい。

また、私自身も国と地方の役割分担というのを考えていかなければならないと思う。デジタル化が行われていなかった時代には、利用者の利便性などにも配慮したような事務のやり方はあったが、これもデジタル技術の発展に伴って改めて今問われている。コストも含めて、こうしたところも心に留めて議論をさせていただきたい。皆様、御協力をよろしくお願い申し上げます。

(伊藤議員) これから提案募集検討専門部会でヒアリングを含めて対応していくわけであるが、今年度、非常に多くの提案があったこと、また、国と地方の役割分担の根幹に関わるような非常に大きなテーマで、横串を刺すような形でのテーマであるということである。

国と地方の役割分担が政府部内でも各所で検討が進められているが、地方分権改革の中では、個別具体の支障事例というところからそれぞれの役割をどう考え直すか、あるいはデジタル化という技術面での革新が今まで当然のように思われていた役割分担の在り方や情報流通の在り方を大きく変えているという局面の中で、どういうふうにそれを再構築するかという視点を重視しながら議論を進めていきたい。

それから、経由事務の見直しや資格付与者を国に一元化について、これも国と地方の役割分担の見直しということにつながるが、国に権限を戻す、あるいは経由事務を廃止するといったときに、誰がその事務を負担するのかというような議論になると考える。そうすると事務負担の押しつけ合いになり、結局その議論が進まないという可能性がある。事務を誰かが最終的には負担するにしても、今までのような負担の仕方とは異なるデジタルを活用するといった形で解決すべき局面になると思う。建設的に議論が進められるようにしていきたい。

事務局も大変であるが、是非サポートをお願いしたい。よろしくお願い申し上げます。

(三木議員) 事務局においては、様々なご意見、提案を聞かせていただき感謝申し上げます。また、須坂市の保育園の園児1人当たりの面積の関係につきまして直接来ていただき感謝申し上げます。

まず、デジタル化であるが、デジタル化を進めていただきたいというのは大変有り難いが、マイナンバーカードについて中にはやはりまだ情報が漏れるというような誤解があるので、誤解を解消していくことが重要。

それから、人口減少時代におけるサービス空白地域の解消であるが、人口減少地域だけでなく、ほとんどの地方自治体が人材難、業務が多忙になっているので、そういう面の見直しをしていただくと非常に有り難い。

もう一つは、横展開をしていただくということが重要。自分たちで気がつかないことが、横展開をすることによって気がつくということがある。

そして、デジタルと実務との関係だと、実務をやっている職員は、いろいろ経験をしていることから、デジタルが進んでいる民間企業、自治体の例をいろいろな形で示していただくと、自分たちもデジタル化しようという気持ちになるのではないかと。特に若い

職員はデジタル化したいという気持ちがあるので、きっかけを与えていくことが大事である。

一つぜひお願いしたいのは、事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直しであるが、福祉事業に携わっている事業者の許可権限等は国、県になる。市には何の権限もなく、日頃の調査権限もないにもかかわらず、返還義務が生じる。これは今までの国、県、市町村というラインが大事だという観点でこういう制度ができているものなので、改善していかなければいけない。

また、改善した省庁などを賞賛する仕組みにしていただければと思っている。

最後になるが、私どもの保育園の1人当たりの園舎面積につきましても、園庭が広いので、単に園舎面積のみ比較するのではなく、園舎それぞれの地域の実情に合った人員配置をぜひこの機会にやっていただきたい。

いずれにしても、これだけ提案が出てくるのは、市川座長をはじめ、それから、事務局の皆様の大変な御努力の成果だと思う。

(足立議員) 今回の提案募集件数は、昨年よりも着実に増加している。この報告を受け心強く感じている。担当の皆様、各自自治体や関係者の皆様が現場の課題と真摯に向き合い、丁寧な提案活動が功を奏した、改めて感謝申し上げます。

今回、人口減少地域等のサービス空白地域の課題が、デジタル化の121件と比べ44件という状況。このような小規模自治体こそがデジタル化の恩恵を最も受けるべき存在になるが、実際に地方からの提案件数は、都道府県、政令指定都市等の一定の規模の都市が中心になっている。理由としては、本来最も困っているはずの小規模自治体からの提案が出てこないといった構造的な問題があるのではないかと。小規模自治体の皆様がより気軽に、また、実情に即した提案を丁寧に育てていくことが改めて重要なのではないかと。

なぜ、小規模自治体が出しにくいのかは、例えば、市町村単独での政策提案というのは制度的に困難、しかも、書式や調整といったものが煩雑で時間がかかる制度、手続上のハードがある小規模自治体については政策立案、制度設計ができるような人材が限られているのは現場にいてよく分かる。一方、中核都市以上では、企画政策担当の部門、法務部門、デジタル推進部署などがあり、一定文書化できるような職員層が手厚い状況。

実際にデジタル導入によって業務効率は良くなるがそれによる初期投資、維持管理といったものが大きな負担になる可能性もある。そういった中で、今回の政策提案の提案疲れもあるのではないかと。人口減少地域で慢性的に制度に振り回されている経験がより一層多くあるため、制度を変える側に立つ意識がどうしてもなかなか薄くなってしまふ。やはり、一定丁寧な俎上というのは必要なのではないかと。

とはいえ、今回408件の意見というのは、大都市発のものが多くあるが、その内容は本質的に小規模自治体にも共通して当てはまる課題である。そういった中で、小規模自治体においては、実施方法や実装の前提条件を丁寧に設計しておいたほうがいいのではないかと。

いか。実際に行うにしても、制度があっても使えない、逆に負担が大きいといった実態があるので、制度で普遍性はもちろんだが、一方で実装の個別性も重要である。

(沼尾議員) 私からは3点申し上げたい。

1点目は、今回、地方からの提案がかなり出てきた。さらに、複数の自治体による提案、共同提案もあり、連携し課題を出そうというような環境を事務局の皆様が作っているのだと思う。

しかし、他方で、提案ではなく国への陳情ではないかという声を聞いたことがある。つまり、こういうふうには制度を変えてほしいと自治体の側に陳情するのではなく、提案を今後どういうふうにしていくのかということに対し、今後この提案募集の検討をしていくが、地方の声も聞きながら、提案したものをどのように地方側にフィードバックしつつ、制度改正に向けて解決策を模索していくプロセス、その後の対応についてきちんと考えていくということが改めて必要だと感じた。

やはり、地方分権に向けて、自治体にとって望ましい形というのはどうなののかについて部会の皆様が真摯に検討して頂いている点が、うまく自治体に伝わっていないと思われる。

それから、2点目は、都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直しの議論についてである。

都道府県ごとに運転免許の試験が何箇国語で受けられるのか、実施体制が異なっているが、それは国として多文化共生で人を受け入れており、全国画一で共通の言語でやるべきなのか、都道府県ごとに政策でどういう人を受け入れたいのかということによって対応可能言語を異ならせるのか本質的なことに関わってくる問題にもつながる。

ただ、国家資格という形で全国共通に受け入れるという考え方を取るのであれば、やはりその見直しというのは必要であるし、非常に難しい課題だと感じている。

最後に3点目であるが、今の自治体は職員の確保が難しい。退職する職員も増えており、これだけの事務を担えるのかという自治体自体の持続可能性が問われている。そういう中で、業務の見直しをどう考えていくのか。今回、重点項目というのもあり、デジタルというところが打ち出されつつ、他方で経由事務の廃止というようなところが一つの目玉として打ち出されてはいるが、それ以外にも自治体がこれだけ限られた職員で業務を担っていく上で解決できる方策というのはある企業などと公務員が連携して働きながら公共サービスをよくしていくことや、そういった環境を改善するために必要な方策など、解決策には多く考えることができる。そういった解決策のイメージを前提にして、どういう提案ができるだろうかということ投げかけた場合には、違ったタイプの提案というのが出てくる可能性があるのではないかと。

今回はデジタル化の推進、デジタルを活用しようということと、あとは経由事務の廃止をすることで業務の効率化しようということが割と目玉になっているが、そういった点にとらわれることなく、クリエイティブな提案というのが出てこなかったとすると、

もったいないのではと感じる。限られた人たちでこれからの行政サービスを国も地方も担っていくのかということについては、幅広の議論というのを国も地方も一体的に担いつつ、自治体の本当の意味での提案につなげるような環境というのをもう一つ考えていくことも大切ではないかなと思った次第である。

(宇野構成員) 重点項目の、人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等について述べる。

やはり、サービス空白地域の解消を分権や規制緩和というような形でどのように実現するのか、まだまだイメージが湧きづらい。

今回の提案の中で、人手不足をどういうふうに解消するのかという観点もあるが、地方分権をすることによってどういうふうにサービス空白地域を解消するのか、あるいは地域のインフラを持続可能にするのかといったことを考えるきっかけにできるように、しっかりと実現に向けて議論することで、今後の議論に資することになるのではないか。

(市川座長) 多くの御意見を頂き、提案募集という形で毎年やってきているが、実際的には支障事例で今困っていることから議論がスタートしているので、様々な切り口で議論しながら、よりよい制度として新しく見直していく、あるいはどのように次の世代に向けた仕組みづくりにつなげていくかということが非常に重要である。たくさんの切り口、あるべき姿へのアプローチのお話を頂いた。

事務局から今までの全体を通しての説明をお願いします。

(坂越室長) たくさん御意見、御提案を頂き感謝申し上げます。

主立ったもので共通するものについて説明させていただく。最も困っている市町村からの提案が少ないがゆえに、小規模団体特有の問題が今回あまり大量には出てきていないという案件について、前々からの課題で国会でも御指摘も頂いたこともあり、地方六団体や都道府県にもサポートのお願いをしたところで、我々自身も頑張ったが、6%増ということで、若干の改善は見られたが、まだまだこれからかなと思っている。今後も、先生方のお力を借りながら努力していきたい。

それから、行政相談員の配置基準の見直しについて、広域的な配置が必要ではないかという点について、去年も民生委員で同様の委員確保の問題があったので、こちらについても取り組んでいきたい。

次に、研修について、介護研修だけではなく他の研修についてもオンライン化を進めるべきと思っている。今回の重点案件についても、研修の問題が大きく、オンラインが認められていないとの話もあり、また、同じく重点事項の社会福祉施設の研修についても、御指摘のとおりである。

また、人口減少に対応する社会の在り方として、トップダウンで見直していく方式とボトムアップで見直していく方式があり、分権はボトムアップ方式であり、トップダウンとする取組も各省庁、総務省を筆頭にいろいろな研究会もやっているが、得てして時

間がかかったり、理念先行になってしまうところもあり、分権の仕組みはボトムアップの問題解決型で、この時代の中で非常に存在意義がある。今回、重点事項について先生方のお力を得ながら前に進めていきたい。

経由事務のコストの見える化という御指摘については、実際に見える化するためには膨大な事務量がかかると思われるが、一方で重要な視点だと思うのは、経由事務の市町村負担や都道府県の負担は財源も労働力もかかっており、ほとんど国側から見ればゼロだという前提で今考えられるので、経由事務を廃止した場合に国側の事務量が増えたら、結局、負担増になっているように見える。国、地方を通じては実はマイナスになっている。あたかも自治体がやるのが当然と考えているので、そういう意味では、解決にも資するという観点も重要である。

ワークショップをぜひ開いてもらったら協力したいというお話があったが、ぜひ開催させていただければと考えている。

それから、国側が、いろいろ問題設定をすることによって自治体を縛っているという側面も確かにあるので、クリエイティブな提案は総務省とか新地方創生のほうで上がってくると思いますが、協力しながら進めていきたい。

最後に、サービス空白地域の提案が少ないのはイメージが湧きにくいことがあるのではないかと。今回の提案を解決することによってこういうこともできるのだということを自治体に伝え、来年以降、さらに提案が充実したものになるように取り組んでまいりたい。

(市川座長) 過去の会議でも議論になっているが、住民の方にとって貢献がある、住民自治につながるような提案につなげていければと思っている。

それでは、本日の議論を踏まえ、令和7年度の提案募集の検討について、資料2の案のとおりとしたい。よろしいか。

また、今後の進め方であるが、大橋部会長から提案いただきましたように、重点事項に関する具体的な検討の進め方について、大橋部会長に御一任するというところでよろしいか。

(「異議なし」の意思表示あり)

それでは、御一任いただきましたので、本年の重点事項に関しては、大橋部会長の下、提案募集検討専門部会において具体的な検討を進めていただく。

続いて、議事(2)について事務局から説明お願い申し上げます。

(佐伯参事官) 第15次地方分権一括法について説明させていただきます。

昨年12月に閣議決定した令和6年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、提案実現のために法改正を要する事項について、関係法律を整備するために、本年3月に第15次地方分権一括法案を国会に提出した。

本法案について、国会において御審議いただき、5月9日に成立、5月16日に公布された。

具体的な内容について説明させていただく。

①は住民基本台帳ネットワークの利用事務を大幅に拡大する住民基本台帳法の改正である。住基ネットの利用により、行政手続における住民票の写しの添付や公用請求を不要とすることが可能とするものであり、横断的な見直しの取組によって、36法律に基づく事務を利用対象として追加する内容となる。

②は地方公共団体のシステム標準化に係る改正である。システム標準化について、各地方公共団体において令和7年度末までの標準準拠システムへの移行を目指して取り組まれているが、事業者のリソース逼迫などの事情によって、令和8年度以降に移行完了とならざるを得ないシステムがある見込みである。こうしたことを踏まえ、システム標準化を財政面で支援する基金の設置期限が令和7年度末と法定されているところ、これを5年間延長する地方公共団体情報システム機構法の改正を行った。

このほか、③から⑥までに記載のいずれも、地方からの御提案を実現するための改正が盛り込まれている。

地方からの御提案が第15次地方分権一括法という形で実現に至るまでの有識者会議及び専門部会における御審議に改めて御礼申し上げる。

(能勢企画官) 活用状況調査について説明させていただく。

提案募集方式によって改正された制度等の地方公共団体における活用状況等についての調査結果をまとめたものである。

活用状況調査は平成30年度から行っており、今回6回目の調査。

今回の調査は、重点事項として検討された項目等の中から、住民サービスの向上に特に資すると思われるものを新規調査事項として選定し、新規調査項目に加え、過去に行った調査事項のフォローアップとして追跡調査も行った。

①から⑥が新規調査項目、⑦と⑧が平成30年度調査の追跡調査項目である。

新規調査項目については、活用状況とともに認知度も調査。今回の調査項目では、認知度が9割を超えるものから7割5分程度にとどまるものまで幅がある状況であった。活用状況も項目によりばらつきがあるが、地方公共団体のそれぞれの地域事情に応じ、地方公共団体の判断で必要なものを御活用いただいているのではないかと。

新規調査項目の調査結果について、事例を2つ説明させていただく。

まず、平成27年の分権提案を受け、朝・夕の児童数が少数となる時間帯における保育所の職員配置について見直しを行い、保育士2名とされる配置について、保育士1名プラス同等の知識経験を有する者の計2名の配置を可能としたというもの。

回答のあった市町村全体の認知度は9割を超えている。また、活用数としては275団体に上がったが、これは回答のあった団体の3割を超えるものとなる。一方で、町村のような小規模団体ほど制度の認知度が低く、活用率についても相対的に低いとの結果であ

った。

ただ、活用の効果として効果的・効率的な人員配置や保育士等の負担軽減を上げる団体が多く、現在制度を活用していない団体の中で31団体が今後活用予定との回答。

令和4年分権提案を受け、マイナンバーカード交付事務に係る委託可能な業務について、カードの交付や暗証番号の変更等の操作権限まで拡大したというもの。

回答のあった地方公共団体での認知度は9割以上で、実際に活用しているのは33団体という結果。制度を活用していない理由は、これまで特段支障がなく、活用する必要がないというものが全体の6割を占めたほか、委託先業者との調整やフォローが必要となるため、負担軽減が見込めないといった回答もあった一方で、およそ100団体が今後活用を予定しているとのこと。

続いて、過去に行った調査のフォローアップの結果概要について。

平成30年に調査した項目のうち、2つの事項について追跡調査を行った概要である。平成26年分権提案を受け、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童について、利用者数が10人未満のものであっても、山間地や離島等で実施している場合や、実施小学校区内において唯一実施されている場合などを国庫補助の対象条件を拡大したというもの。

回答のあった地方公共団体のうち、本制度の対象となります利用者数10人未満の放課後児童クラブを有するのは235団体、このうち、本制度を活用しているものが216団体あり、9割を超える団体が活用している。また、この216団体のうちの約半数、107団体は平成30年の調査後に新たに活用を始めたもので、前回調査以降、山間地や離島等を含めまして活用がさらに広がったといった状況である。

これら活用状況に係る調査結果について、それぞれの制度所管府省に情報提供をすることにより、政策立案の一助として活用していただきたいと考えている。

また、地方公共団体に対しても調査結果を提供するとともに、引き続き情報発信や研修等を通じ、提案募集方式により改正された制度の周知、認知度向上と活用の促進を図っていく考えである。

(大橋部会長) 活用状況調査について、実現したものは小規模団体でも活用してもらいたいという思いはあるが、認知度が全体的な項目で小規模団体が少なかった。出来上がったものについての周知を特にプッシュするということがさらに必要ではないか。

(足立議員) 社会医療法人の認定要件の緩和が2団体、8団体と際立って活用が著しく少ないのが気になった。制度が緩和されて認知度も82%、95.6%と高いのにかわらず活用されていないのは、実務的もしくは経営的な魅力、もしくは実行可能性が乏しいのではないかと懸念している。

この辺りの社会医療法人の認定要件の緩和であるが、考えられるものとして4点ほどある。

1点目は、制度のメリットが限定的。いわゆる法人税などの税制優遇が認定によって受けられるが、そもそも医療法人は非課税収入になっており、節税効果は小さい。

2点目は手続。この辺りのハードルが依然として高いのではないか。認定を受けると、ガバナンス、情報公開や公益性の確保といった詳細な運営ルールに準じなくてはならないが、中小規模の医療法人ほど負担が大きいといった状況。

3点目は、この医療法人制度そのものが複雑。出資、持ち分の有無はもちろんのこと、持ち分なしの医療法人への移行支援などが一定複雑になっており、現在、医療法人については継承や解散、M & Aといったものがどんどんはやっているの、ここが一つ問題。

4点目最後は、地方の病院の経営の厳しさ、いわゆる社会医療法人について、救急医療や周産期といったものが公的機能の提供が義務づけられている。ただ、それを担うだけの母体というのは著しく低いというのが地方の社会医療法人の特徴になるので、この辺りは現実がついてこないのではないか。

特に気になるのが、人口減少が著しいところの無医地区、医者がいない地区というのは増えており、備考欄にあるが40道府県がある中でたった8団体というのは気になるので、ここは少し留意してフォローしてもいいのではないか。

(能勢企画官) 使える団体があること自体が省庁にとっても成果であるというのは大変有り難いし、やはり分権提案で実現した内容は、私ども分権室だけではなく、政策を主導している省庁とともに取り組んでいくものであり、今回の調査結果も内容を共有するとともに、ぜひ活用も促していただけないかというのは考えていきたい。

(坂越室長) 今年は横断的な見直しを進めたこともあり、過去2番目に多い400件以上の件数が集まったということで、非常に注目され重要な議論になるかなと思っている一方で、負担増にならないように最大限配慮しなくてはいけないと思っているので、大橋部会長とよく相談させていただき、代表的なものをやることによって、アナロジーでその他の横展開を図っていくなどいろいろな工夫の仕方があると思うので、そういうふうに進めていきたい。

あと、例年に比べて非常に重い案件、効果の大きい案件、課題解決になる案件、骨太の案件が多く、一方で各省庁の協議もなかなか難航するものも多い。ぜひ先生方のお力をお借りしながら議論を前に進めていきたい。何とぞよろしくお願い申し上げます。

長時間にわたり熱心な御議論をいただき感謝申し上げます。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)